

2026年3月2日

お客さま各位

株式会社百十四銀行

普通預金規定の改定について

平素より格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。
百十四銀行は、普通預金規定を改定いたしますので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 改定日

2026年3月2日（月）

2. 改定内容

本改定は、普通預金規定第18条および普通預金規定（照合表口）第19条に記載の「未利用口座管理手数料」徴収による、預金口座の解約時における経過利息の取扱いに関する内容を追記するものです。

(1) 普通預金規定

下線部変更

改定前	改定後
<p>7. 利息</p> <p>この預金の利息は、毎日の最終残高(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除く。)1,000円以上について付利単位を100円として、毎年3月と9月の当行所定の日、店頭掲示の預金利率表の普通預金利率によって計算のうえこの預金に組入れます。ただし、利率は金融情勢の変化により変更することがあります。</p>	<p>7. 利息</p> <p>この預金の利息は、毎日の最終残高(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除く。)1,000円以上について付利単位を100円として、毎年3月と9月の当行所定の日、店頭掲示の預金利率表の普通預金利率によって計算のうえこの預金に組入れます。ただし、利率は金融情勢の変化により変更することがあります。</p> <p><u>また、第18条に基づき口座を解約する場合は、解約時の残高に対する利息の付与は行いません。</u></p>

(2) 普通預金規定 (照合表口)

下線部変更

改定前	改定後
<p>9. 利息</p> <p>この預金の利息は、毎日の最終残高(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除く。)1,000円以上について付利単位を100円として、毎年3月と9月の当行所定の日、店頭掲示の預金利率表の普通預金利率によって計算のうえこの預金に組入れます。ただし、利率は金融情勢の変化により変更することがあります。</p>	<p>9. 利息</p> <p>この預金の利息は、毎日の最終残高(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除く。)1,000円以上について付利単位を100円として、毎年3月と9月の当行所定の日、店頭掲示の預金利率表の普通預金利率によって計算のうえこの預金に組入れます。ただし、利率は金融情勢の変化により変更することがあります。</p> <p><u>また、第19条に基づき口座を解約する場合は、解約時の残高に対する利息の付与は行いません。</u></p>

以上